

# 反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(17) 伝統文化親子教室事業	共同	(東北財務局)	1,284	1,293	9	—
事案の概要	伝統文化親子教室事業は、子供たちに対して、民俗芸能などといった伝統文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養(かんよう)するものである。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 補助水準について

- 参加者1人あたりの国費の上限や総事業費に対する国費の割合の上限を設けることにより、国費あたりの参加児童生徒数を増加させるよう事業の見直しを検討すべき。

### 2. 事務作業の委託について

- 平成30年度行政事業レビューにおいて「自治体と協力しつつ課題を洗い出して実施方法を検討する」とされていることも踏まえ、地方自治体と連携するなど、事業実施方法の見直しを検討すべき。

### 3. 実績確認について

- 参加児童生徒数が、10人を大きく下回っている場合や、毎年度継続的に10人を下回っている場合など、採択基準を満たさない場合は当然として、本事業の目的である「計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する」に沿わない運営を行っている教室については、やむを得ない場合を除き不交付とするなど、実績も確認した上で適切に審査を実施すべき。
- 新たに対象外となった分野をこれまで実施していた教室については、事業の採択に際して、特に注意して審査を実施すべき。

## 反映の内容等

### 1. 補助水準について

- 補助水準については、これまで教室規模に依らず一律だった国費の上限額を参加児童生徒数の規模に応じたものとし、参加人数に応じて適正額を付与する仕組みに見直しを行った。

### 2. 事務作業の委託について

- 事業の実施にあたっては、地方自治体がとりまとめとなって、複数の教室への委託を実施する類型を新設し、地方自治体との連携を強化することとした。

### 3. 実績確認について

- 過去に参加児童生徒数が10人を下回った教室から申請があった場合には、外部の審査委員会で教室側の改善策等について審査の上、採否を決定することとした。また、採択後においても10人を下回った場合に理由書を徴取し、必要に応じて委託額を調整することができる仕組みを導入することとした。
- 審査に際しては、申請内容を文化庁及び事務局で事前審査した後、外部の審査委員会が審査することとし、対象外の分野を採択しないよう慎重に審査を行う仕組みとした。